

第13回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成 20 年 3 月 22 日（土） 午前10時から午前11時30分まで
場 所	南館 4 階 第 2 会議室
出 席 者	委員長 荒川 洋二 委 員 阪口 徳雄 委 員 中尾 英夫 事務局 岡本副市長 外 5 名
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 > 芦屋市入札監視委員会規則（平成 1 4 年芦屋市規則第 1 1 号）第 5 条 第 5 項の規定により非公開。
傍聴者数	0 人

1 開 会 委員長挨拶

2 議 事

(1) 入札・契約手続の運用状況等報告（19年度 4月から12月執行分）

（事務局）

一般競争入札 4 件のうち入札執行を行ったもの 3 件

公募型指名競争入札 5 件のうち入札執行を行ったもの 4 件

指名競争入札 5 3 件（工事）

指名競争入札 9 件（設計等業務委託）

随意契約 2 9 件

指名競争入札のうち、監視委員会意見書で試行とされた予定価格 1 千万円以上 8 千万円未満の工事で、市外業者を複数社混ぜて行った入札 1 9 件の平均落札率は 7 8 . 2 6 %

指名競争入札を行った全 5 3 件の平均落札率は 8 4 . 8 1 %

一般競争入札や公募型指名競争入札の大型工事では、最低制限価格を設定したものは、山幹の舗装工事を除き、全て最低制限価格により落札決定した。

(2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告

（事務局）

平成 1 9 年 4 月から平成 1 9 年 1 2 月までの期間中に行なった指名停止措置状況について、件数及び主たる内容について報告。

平成18年1月4日施行の改正独占禁法で課徴金の額が引き上げられたり、割り増しになる期間が延長されるなど、より厳しくなったためか、19年度の12月末現在の指名停止・解除の件数は18件となっており、ちなみに18年度の同時期には37件、17年度の同時期には35件、16年度の同時期には40件となっている。

(3) 入札・契約・指名停止等の経緯等審議

(事務局)

19年4月から12月までに実施した一般競争入札4件の内3件及び随意契約29件の内6件の抽出された案件について工事概要、落札金額等の報告及び説明を行い、質疑、応答及び意見を頂く。

【質疑・応答・意見】

最低制限価格と同額の入札で抽選により落札者決定を行うのは、本当の意味での企業努力と言えるのか。競争性が働いたとは言えないのではないか。

工事評価点数を加味した総合評価方式による入札などを研究する必要があるのではないか。

検査員や監督員の評価に、主観が入るのは多少はやむをえない。

できるだけ早い時期に、検査員の数を増やすなどして、工事評価を入札に活かす必要があると思う。

施工後に維持管理を含むような工事では、設置工事に維持経費を加えた長期契約の考え方も持つ必要があるのではないか。

(事務局)

工事評価を加味した総合評価となると、本市の工事発注件数から見てデータ量が少なく、評価点の対象にならないと考えます。

むしろ、消防団活動や障がい者雇用などの社会貢献度を評価点とした簡易総合評価の方が、本市が行う場合には適していると考えています。

他の入札方式では、監視委員会意見書にも示されています希望価格方式の研究を進めていきたいと考えています。

【委員会意見】

今回は、随意契約についても審議したが、随意契約理由が一部適当でないようなものもみられるので、適用条項も含め、適正な運用を図られたい。

(4) 芦屋市入札監視委員会意見書の進捗状況等

工事等の指名業者選定基準の改正結果について

(事務局)

意見書の(1)競争性を高める業者選定方法の採用について

一般競争入札等においてより多くの業者が参加できるようにすることにつ

いては、入札結果のとおり最低制限価格による落札となっている。

市外業者を相当数加えるについても、入札結果のとおり78.26%と10ポイント以上下がっている。

【委員会意見】

一定の効果も見受けられるようになってきているので、見直しの時期に来ているのではないか。

くじによる落札決定が増えている状況では、競争性を働かせた上で、地元業者が落札できるような入札制度の研究も必要ではないか。

3 閉 会